



沢辺税理士事務所通信

令和 5 年 4 月 1 日号

NO.110

4 月からの給与計算変更点

(1) 従業員から天引きする雇用保険料率 4 月よりが一般事業 1,000 分の 6 (3 月まで 1,000 分の 5)、建設事業 1,000 分の 7 (4 月まで 1,000 分の 6) に変更されます。「4 月より」は、4/1 以後に締めの日が来る給与・賞与のことになります。

(2) 3 月分 (4 月納付分) より社会保険の健康保険料の料率が変更されています。健康保険が若干下がり、介護保険が少し上がっています。協会けんぽホームページの料額表をご確認ください。

(3) 月 60 時間を超える残業代の割増率が 25% 50% 以上に引き上げられます。大企業では 3 年前からすでに引き上げられていましたが、中小企業についても猶予期間が終了し、今月より義務化されます。給与計算もさることながら、働き方の見直しも必要になってきます。

インボイス制度のせいで電気代値上げ

今年 10 月より導入されるインボイス制度。事業者が登録申請することで、今まで消費税の免税事業者であった者までが消費税の納税義務を負うことになり、増税の影響を受けるわけですが、インボイス制度の影響はそんな直接的なものばかりではありません。一例を挙げますと、インボイス制度のせいで電気代が今後値上げされます。

現在家庭の太陽光発電システムなどで発電した電気は、電力会社が買い取ることが義務付けられています。電力会社からするとこの買い取りは仕入れになり、その電力を販売 (企業や一般家庭に送電) します。

電力会社が買い取る電気は一般家庭からが多く、そのうち大半はサラリーマン等の家庭であり事業者でないため、インボイスの登録をしていません。そのため電力会社は 10 月以降買い取った電力代金の大半につき仕入税額控除ができないので、消費税の納税負担が増加することになります。

まあこんなことは電力会社に限ったことではなく、多くの業種でこのような税負担増加が生じるのですが、なんと資源エネルギー庁はその税負担を電気代値上げで穴埋めする方針だと発表しました。

要するに国はインフレ対策をするわけでもなく、景気浮揚策を講じるでもなく、増税とインフレ誘発のダブルパンチで、国民から搾り取れるだけ搾り取ろうというわけです。ただでさえインボイス制度自体が大がかりの割に制度設計のされていない愚策なのに、制度導入により派生的に生じるインフレ影響も読めないという無能ぶりをいかに発揮したことになりますね。よその国なら、反対派に国会を襲撃されてもおかしくないと思いますが、まあ日本は平和でよかったですね・・・。

沢辺税理士事務所 株式会社沢辺会計コンサルタント

〒732-0811 広島市南区段原三丁目3番27号 段原メディカルビル3階

TEL 082-236-3935 FAX 082-236-3936 HP: <http://www.sawabe-ac.jp>